

議第61号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「 京都市立洛東中学校 京都市立弥栄中学校	京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町272番地の1 京都市東山区四条通大和大路東入祇園町南側551番地	」 を
「 京都市立開晴中学校	京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地	」 に

改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

提案理由

京都市立洛東中学校及び京都市立弥栄中学校を統合して京都市立開晴中学校を設置する必要があるので提案する。